

松川浦海岸防災林（福島県相馬市大洲国有林）の再生に向けた  
平成29年春季からの活動希望者の募集について（公告）

平成28年9月12日  
関東森林管理局長

日本百景の福島県・松川浦の海岸防災林（相馬市大洲国有林）の再生に向けた活動希望者を募集します。

記

第1 趣旨

福島県相馬市にある松川浦は、海岸に沿った松林が美しく、日本百景に数えられる景勝地でしたが、平成23年の東日本大震災の津波により、甚大な被害を受けました。

関東森林管理局では、失われた松林の再生に向け、居住地等に対する風害・潮害防備や生活環境の保全に加え、津波の被害軽減効果も考慮した海岸防災林の再生に取り組んでおり、これまでに樹木の生育基盤の造成をほぼ終え、順次植樹活動を行っているところです。

その一環として、平成29年春から一定期間、ボランティア活動により継続的に植栽から保育までの森林整備活動等を行っていただく地方公共団体、民間団体を募集します。

なお、現地は平成30年に福島県で開催される全国植樹祭の開催予定地に近い場所にあります。

第2 募集対象箇所の概況

(1) 所在地 (別添1 募集箇所位置図及び配置図参照)

福島県相馬市磯部字大洲国有林 2263林班 う1小班 外

(2) 区画総面積、総区画数及び1区画当たりの面積 (別添2 募集箇所配置図参照)

ア. 区画総面積約2.66ヘクタール、総区画数17区画、一区画当たり約0.13～0.24ヘクタールを予定しています。

(応募状況によっては、区画総面積、総区画数の拡大を検討させていただきます。)

イ. 一区画当たりの面積には防風柵や静砂垣等が含まれるため、植栽可能面積とは異なります。

ウ. 応募者数が総区画数を超えた場合又は満たない場合の取扱いについては

下記第6を参照してください。

### (3) 林況

対象箇所及びその周辺は、被災後、治山工事により盛土等の工事が行われた箇所となります。(被災前は、林齢が100年生を超えるクロマツ等を主体とする海岸防災林でした。)

### (4) 交通アクセス

#### ア. 南相馬市国道6号線方面からのご案内

国道6号線から県道74号線を経て、相馬市磯部の交差点を松川浦方面へ右折します。約1.5キロメートル先の市道大洲松川線入口を松川浦大橋方面に右折した約250メートル先の右側となります。

#### イ. 常磐道相馬インターからのご案内

インターを出て左方向の国道115号線相馬市街(松川浦)方面に向かいます。国道6号線(相馬バイパス)大曲交差点を過ぎると県道74号線となり、そこから磯部方面へ直進した約3キロメートル先を左折します。約350メートル先の市道大洲松川線入口を松川浦大橋方面に左折した約250メートル先の右側となります。

### (5) 特記事項

ア. 工事用大型車両の通行があります。

イ. 駐車場はありませんので、作業時に自動車を乗り入れる際には、作業道に沿って縦列駐車をお願いすることになります。

ウ. 施工地内及び周辺において、自生する動植物を採取することはできません。

エ. 植栽後も、一帯が冠水するなどの災害が発生する場合は、周辺の排水作業等に供するため、通告なしに植栽地(植栽木を含む)を第三者に利用させることがあります。

## 第3 活動内容

対象箇所は、治山事業による海岸防災林(保安林)の復旧工事の事業区域の一部であり、将来的には、周辺の治山事業による施工箇所と一体となって、飛砂や潮害の防備、津波エネルギーの減衰効果等の防災機能を高度に発揮することが求められています。また、当該地域は東を太平洋、西を松川浦湾に挟まれた砂州上にあり、夏期は太平洋側からの強風、冬期は内陸部側からの寒風が吹き付けるなど、気候条件が厳しいことから、確実に成林させるためには植栽後も保育等の継続的な手入れや経過観察が必要です。

このため、対象箇所においては、治山事業の意義・目的に即した植栽から下刈り等の保育までの森林整備活動等について、磐城森林管理署長と「社会貢献の森」の協定を締結した上で、ボランティア活動等により植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を超えるまでの5～10年間程度、継続的に保育までを行っていただくとともに、樹種・植栽本数、保育方法等については[別紙3](#)を踏まえて実施していただくこととなります。

また、活動希望申請書に記載してある活動内容であっても、その規模や手法等が国有林野の管理経営や公序良俗の維持に支障があると判断されるものについては、中止や原状回復をお願いすることがありますのでご留意願います。

#### 第4 実施主体の資格要件

協定締結による国民参加の森林づくり活動の実施主体は、適切な活動の実施が可能と見込まれる地方公共団体又は民間団体とします。ただし、民間団体にあつては、次の全ての要件を満たすことが必要となります。なお、個人での参加希望は受け付けませんのでご留意ください。

- (1) 団体の目的、運営等に関する規約を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制、技術等を有していること。
- (3) 地震等の緊急時に自力で速やかに避難できること。
- (4) 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないもの、営利を目的としたものではないこと。
- (5) 国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納していないこと。
- (6) 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していること。
- (7) 従来 of 経緯から協定を誠実に遵守すると認められること。
- (8) 国有林野の管理及び処分に関して現に係争関係にないこと。

#### 第5 募集期間及び応募の手続き等について

##### (1) 募集期間

平成28年9月12日(月曜日)から平成28年10月31日(月曜日)(当日必着)まで  
(50日間)

##### (2) 活動希望申請書の提出

上記第4の要件を満たし、対象箇所での活動を希望する地方公共団体又は民間団体は、[別紙1](#)の活動希望申請書に必要事項を記入の上、関東森林管理局宛てに郵送により提出してください。

なお、活動希望申請書の「実施区画の希望」欄には、[別添2](#)「募集箇所位置

図」より、希望する区画番号及び合計区画数（区画）と合計面積（ha）を必ず記入してください。

また、区画の飛地回避や出入口確保等のため、希望区画番号（位置）を調整させていただくことがありますのでご了承ください。

【提出先】〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号  
関東森林管理局 技術普及課（担当：緑の普及係）  
電話：027-210-1176

(3) 現地案内、森林づくり活動の構想の相談

対象箇所の現地案内を下記のとおり行いますので、参加を希望される場合は、希望する現地案内開催日毎の申込締切日までに、あらかじめ磐城森林管理署まで[別紙4](#)を用いて郵送又はFAXにてお申し込みください。

ア. (ア) 1回目

現地案内開催日：平成28年10月1日（土曜日）13時～14時  
申込締切日：平成28年9月28日（水曜日）15時まで

(イ) 2回目

現地案内開催日：平成28年10月15日（土曜日）13時～14時  
申込締切日：平成28年10月12日（水曜日）15時まで

イ. 集合場所：現地募集対象箇所（[別添3 現地案内集合場所位置図参照](#)）  
各自、自家用車等を用いて直接お越しください。

ウ. 集合時刻：13時（各開催日の開始時刻）

【現地案内申込先】〒979-0201 福島県いわき市四倉町字東2-170-1  
磐城森林管理署（担当：森林技術指導官）  
電話：0246-66-1234 FAX：0246-66-1255

また、森林づくり活動の構想等について、事前に関東森林管理局にご相談いただければ、構想が現地に即したのか、無理のないものか等の技術的なアドバイス等を適宜提供いたします。

【相談連絡先】関東森林管理局 技術普及課（担当：緑の普及係）  
電話：027-210-1176 FAX：027-210-1177

## 第6 実施主体の選定

実施主体については、上記第5の(2)で提出していただいた活動希望申請書(別紙1)により活動内容等を確認し、地域の学識経験者及び地方自治体等を交えた審査会に諮った上で選定します\*。

なお、選定結果については各応募者に通知し、選定された実施主体とは協定の締結までに打合せを行います。

また、協定の締結後はホームページにより公表いたします。

### (1) 応募者数が総区画数を超えた場合

各区画は治山工事による防風柵及び静砂垣により分割されているため、一区画当たりの面積を調整することはありません。

応募者数が総区画数を超えた場合、区画総面積、総区画数の拡大を検討させていただきます。

実施主体は、活動希望申請書の内容が[別紙3](#)の諸条件に合致している応募者の中から決定いたします。

### (2) 応募者数が総区画数に満たない場合

複数区画での活動を希望する応募者に対し、別途ご相談させていただきます。

## 第7 「社会貢献の森」の協定締結

活動の実施にあたっては、実施主体と磐城森林管理署長との間で、[別紙2](#)を内容とする協定を締結していただきます。

協定期間は、災害跡地の復旧等を目的とした植栽活動等であって、成林が見込めるまでの5~10年間以内でお願いします。

なお、協定の締結は、実施主体決定の通知から起算して14日(休日等を除く。)以内に行うようお願いします。

また、協定締結期間内でやむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合は、協定書の[別紙様式4](#)を磐城森林管理署長に提出することとなります。

## 第8 留意事項

上記のほか、別紙及び以下の事項に留意の上、応募願います。

- (1) 苗木調達やスコップ等の資機材の調達、協定期間中の補植・保育及び現地までの移動等の活動に要する一切の費用は、実施主体に負担していただきます。
- (2) 対象箇所については、森林の所在する地域や活動構想等を踏まえて、実施主体において名称を付けることができます。
- (3) 協定を締結し全体活動計画を提出していただいた後には、協定及び全体活動

計画を公表いたします。

- (4) 標識類は[別紙5](#)に示す範囲内で設置することができます。標識類を設置する場合は、標識類の設置計画を全体計画書に添付していただきます。
- (5) 治山工事により防風柵及び静砂垣の設置を行いますが、その他工作物の設置や土地改良の要望にはお応えできませんので、あらかじめご了承ください。
- (6) 実施主体の要件との相違、活動希望申請書への虚偽記載、活動希望申請書及び全体活動計画書の記載内容と著しく異なる活動が明らかとなった場合は、協定を破棄するとともに、必要に応じて、その事実や団体名等を公表させていただきます。

## 第9 その他

海岸防災林の再生のために民間団体が行う植樹活動の実施に向けての取組に対しては、公益社団法人 国土緑化推進機構及び公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会による、海岸林再生への参加・支援の方法等の情報提供や資金等を支援して下さる企業・団体等と植栽活動団体とのマッチング等の支援があります。

また、地元で育成されたクロマツ苗の情報等については、福島県森林・林業・緑化協会に電話（024-563-3585）でお問い合わせ下さい。

## 第10 問い合わせ先

ご不明の点があれば、以下の問い合わせ先までご連絡願います。

〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号

関東森林管理局 技術普及課（担当：堀江）

電話：027-210-1176

## 添付資料等

○[資料等全体版](#)（下記資料等全て）

別紙1 [活動希望申請書](#)  
[ワード](#) [一太郎](#)

別紙2 [協定書（標準例）](#)（別紙様式1～4を含む）  
[（別紙様式1～4）ワード](#) [（別紙様式1～4）一太郎](#)

別紙3 [植栽・保育作業の実施条件](#)

別紙4 [現地案内申込書](#)  
[ワード](#) [一太郎](#)

別紙5 [標識及び標柱等の設置について](#)

別添1 [募集箇所位置図及び配置図](#)

別添2 [募集箇所配置図](#)

別添3 [現地案内集合場所位置図](#)

#### 関連リンク

関東森林管理局「協定締結による国民参加の森林づくり」

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/invitation/kyouteiteiketukokuminnsanka/kyouteiteiketukokuminnsanka.html>

林野庁「協定締結による国民参加の森林づくり」（林野庁ホームページにリンク）

[http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kokumin\\_mori/katuyo/kokumin\\_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html)

東北森林管理局「海岸防災林の再生に向けた活動希望者との協定締結について」（東北森林管理局ホームページにリンク）

<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/sidou/kyoutei/other/sendai25.html>

#### 参考リンク

公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会

<http://www.fukurin-net.jp/>

ふくしまの森と海岸林再生（福島県森林・林業・緑化協会のホームページ）

<http://www.fukushimanomori-kaiganrin.jp/>

公益社団法人 国土緑化推進機構のホームページ

<http://www.green.or.jp/>

海岸林再生 Navi ～海岸防災林再生等復興支援事業（国土緑化推進機構のホームページ）

<http://kaiganrin.jp/>

最寄り観測所（相馬市成田字五郎右エ門橋）の気象データ（気象庁のホームページにリンク）

[http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml\\_amd\\_ym.php?prec\\_no=36&block\\_no=0285&year=&month=&day=&view=](http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml_amd_ym.php?prec_no=36&block_no=0285&year=&month=&day=&view=)

# (別紙 1) 活動希望申請書

年 月 日

関東森林管理局長 殿

申請者 住所  
団体名  
代表者役職・氏名 印

## 松川浦海岸防災林（相馬市大洲国有林）の再生に向けた活動希望申請書

関東森林管理署管内の松川浦海岸防災林（相馬市大洲国有林）において、下記により森林づくり活動を実施したいので申請いたします。

なお、申請に当たり、平成28年9月12日付け公告の第4に記載された実施主体の資格要件に該当する団体であること及び申請書の記載内容は事実と相違ないことを誓約します。また、活動は申請者の指揮・監督の下において行うものとし、活動参加者の事故等については申請者において一切の責任を負うことを誓約します。

### 記

#### 1 実施主体（申請者）

団体名 代表者名	※ 団体の規約を添付すること  (団体の会員数 名)
(事務局) 担当者名	
(事務局) 所在及び連絡先	[ 住所 ] 〒  [ 電話 ] [ FAX ] [ E-mail ]

## 2 森林づくり活動の構想

活動の目的	※ 活動を希望する背景、目的について記載。
<b>実施区画の希望</b>  { 1区画当たり 約0.13~0.24ha }	<b>希望区画番号：</b> _____  <b>合計区画数：</b> _____ <b>区画</b> <b>合計面積</b> _____ <b>ha</b> ※希望区画番号数と合計区画数は一致させてください。 応募者が少数の場合、上記区画以外の実施希望の有無 ※該当に○ 有り ・ 無し （有りの場合： _____ 区画まで実施可能）  その他、区画に対する希望があれば、適宜記入してください。 { _____ }
活動の内容	<植栽> 樹種： 実施希望面積に植栽する苗木本数： _____ 本 (1ha当たり _____ 本)  苗木の調達：① 購入 ② 自ら育成した苗木 ③ その他(具体的内容： _____ ) ※該当に○  <補植> (記載例) 植栽木が枯れた場合には補植を行います。  <下刈> (記載例) 植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を超えるまでの間、年間1~2回の 下刈を行います。  <その他の活動内容> (※ 適宜記入して下さい) (林内清掃・自然観察など)
スケジュール	※ 協定期間中に行う活動について具体的なスケジュールを記載 平成29年春 ( _____ 月)：植栽 30年春 ( _____ 月)：補植 夏 ( _____ 月)：下刈  ※ その他の活動も適宜記入して下さい。

### 3 森林づくり活動の進め方

交通手段	※ 対象箇所までの主な交通手段を記載 (記載例) 会員の自家用車等により現地まで移動。
活動実施体制	※ 活動の実施体制について具体的に記載 (記載例) 当方で苗木・機材を準備して活動を実施。なお、活動資金は概ね自己資金で対応。
安全管理体制	※ 活動時の安全管理体制について具体的に記載 (記載例) 当方で安全指導の対応者〇名を配置予定。

### 4 森林づくり活動等の実績

実績の有無 (該当に○)	有り ・ 無し
実績の詳細  (実績有りの場合のみ記載)	<活動場所> <面積> <期間> <作業内容> <参加人員>

### 5 苗木等の調達予定

苗木の調達予定	※ 植栽する苗木の調達方法を具体的に記載 <調達先> : (記載例) 生産者(提供者等)〇〇、生産場所〇〇県〇〇市  ----- <樹種> : (記載例)クロマツ、アカマツ
資機材の調達予定	※ 植栽に使用するスコップ等機材の調達方法を具体的に記載 (記載例) 当方においてスコップ等20セットを所有。機材は参加者で交互使用を予定。

労働力の確保予定	<p>※ 活動に必要な労働力の確保方法を具体的に記載</p> <p>(記載例) 会員による作業を中心とするが、2年目以降の下刈り作業については〇月頃に一般参加者〇〇名を募集して対応する予定。</p>
----------	---

## 6 その他

地域への貢献	<p>※ 貴団体の活動が、地域にどのように貢献できるのかを具体的に記載</p> <p>(記載例) 植栽する苗木は福島県内の苗木生産業者から購入することとしており、被災地の経済への波及効果が見込まれる。</p> <p>(記載例) 10年間程度の活動を予定しており、実施に際して被災住民への参加を呼びかけ、市民参加のシンボルとして海岸防災林の重要性等を長期的にPRすることが可能。</p>
--------	--

## 7 添付書類

- ① 団体の規約
- ② その他 (パンフレット、会報等 (任意))

### ※ 各種法令の指定状況

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

## (別紙 2)

協定書 (標準例)

### 松川浦海岸防災林 (相馬市大洲国有林) の再生に向けた活動 に関する協定書

磐城森林管理署長 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、松川浦海岸防災林 (相馬市大洲国有林) の再生に向けた活動 (以下「再生活動」という。) に関し、次のとおり、「社会貢献の森」協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### 第 1 (協定の目的)

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく松川浦海岸防災林 (相馬市大洲国有林) の再生活動が円滑に実施されることを目的とする。

#### 第 2 (社会貢献の森の名称、位置及び面積)

甲は、磐城森林管理署 相馬市磯部字大洲国有林 2 2 6 3 林班地内 (別紙位置図のとおり) の一区画地 (〇. 〇〇 ha) において、乙に活動を行わせるものとする。

なお、区画地の名称は、「◇◇◇◇◇の森」とする。

#### 第 3 (全体活動計画書の提出)

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式 1 により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から 14 日以内に甲に提出するものとする。

#### 第 4 (年間活動計画書の提出)

乙は、毎年度の再生活動の実施にあたり、別紙様式 2 により次年度の年間活動計画書を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動開始前に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、事前に甲と連絡及び調整を行うものとする。

乙は、現地での再生活動を他の団体等 (以下「活動実施者」という) に委託することが可能であるが、この場合も、あくまで乙の管理下において計画的に実施するものとし、年間活動計画書に活動実施者の団体名、活動時期、活動内容等を確実に記載すると共に、適宜、活動実績や団体規約等を添付するものとする。

#### 第 5 (活動実績の報告)

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式 3 により年度末までに甲に報告するものとする。

#### 第 6 (活動の実施)

- 1 乙は、別紙様式 1 及び 2 の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、再生活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、再生活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させながら再生活動を実施するものとする。

#### 第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

#### 第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、再生活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく再生活動の参加者の安全（緊急時の避難を含む。）を責任を持って確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

#### 第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

#### 第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、協定締結箇所の「◇◇◇◇の森」の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

#### 第11（標識類の設置）

乙は、甲が国有林野の管理経営上支障が生じないと認める場合は、標識類を設置することができるものとする。なお、この場合にあっては、標識類の設置計画等についてあらかじめ甲と調整を行い、全体活動計画書に添付し提出するものとする。

#### 第12（法令等の遵守）

乙は、再生活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

#### 第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、協定締結箇所の「◇◇◇◇の森」及びその周辺において、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

#### 第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を賠償するものとする。

#### 第15（◇◇◇◇の森（名称）の適切な管理）

甲は、◇◇◇◇の森（名称）が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第16（協定の破棄等）

- 1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとし、必要に応じて、その事実、団体名等を公表するものとする。
  - (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
  - (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
  - (3) ◇◇◇◇◇森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
  - (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
  - (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
  - (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合
- 2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第17（協定の有効期間）

- 1 この協定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成□□年□□月□□日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定の平成□□年□□月□□日以降の取扱いについては、乙からの申し出により特段の事情のない限り、国有林野の管理経営の情勢を踏まえた上で、別紙様式1の全体計画に記載された活動スケジュールに基づき、更新を行うものとする。

第18（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 福島県いわき市四倉町字東二丁目170-1

磐城森林管理署長 ○ ○ ○ ○ 印

(乙) (住所) □□□□□□□□

(団体名) ◇◇◇◇◇

(代表者氏名) ○ ○ ○ ○ 印

年 月 日

磐城森林管理署長 殿

協定者  
住所  
団体名  
代表者氏名

印

「社会貢献の森」における全体活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール（5～10年程度のスケジュールを記載）

活動の内容	1年次 H29	2年次 H30	3年次 H31	4年次・・・ H32	合 計
合 計					

(注)・活動内容については、時期・頻度（回数）等について記述する。  
・標識類を設置する場合は記述する。

3 その他（活動内容の詳細）

- 植栽 樹種： 植栽本数： 本
- 保育
- その他の活動

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

年 月 日

磐城森林管理署長 殿

協定者  
住所  
団体名  
代表者氏名

印

平成 年度「社会貢献の森」における活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 平成 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他（活動内容の詳細）

- 植栽 樹種： 植栽本数： 本  
○保育  
○その他の活動

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

年 月 日

磐城森林管理署長 殿

協定者  
住所  
団体名  
代表者氏名

印

平成 年度「社会貢献の森」における活動実績報告書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 平成 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。  
本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

(別紙様式4)「社会貢献の森」の協定解消の申請書

年 月 日

磐城森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

印

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ～ 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ～ 年 月 日

## (別紙 3)

### 植栽・保育作業の実施条件

活動希望申請書は、下記の作業条件を踏まえて作成いただきますようお願いいたします。申請書に記載いただいた植栽樹種、苗木、植栽密度等につきましては、別途、地域の学識経験者、地方自治体等を交えた審査会において、現地への適応性について確認させていただきます。

#### 記

#### 1 目標林型について

森林の防災機能を高度に発揮させるため、将来的に「根系及び樹冠が発達して、十分な樹高をもち、飛砂、潮風、寒風、病虫等の害に十分耐えうる森林」とすることを目標とした森林整備をお願いします。

また、現地及びその周辺は、被災前は林齢が100年を超えるクロマツを主体とする海岸防災林が広がり、松川浦県立自然公園に指定されるとともに、「日本百景」や「日本の白砂青松百選」にも選ばれています。かつての姿に近づけるため、クロマツを主体とした森林の再生にご協力をお願いします。

#### 2 植栽樹種について

今回の公募箇所は、海岸部に位置することから、植栽樹種をクロマツ・アカマツとします。なお、広葉樹（コナラ、ヤマザクラ等）の植栽を希望する場合は、海岸よりなるべく離れた内陸側とし、記念樹としての単木等での植栽に限ります。

#### 3 苗木について

- (1) マツについては、治山事業で使用する苗木の規格・品質※に準じた抵抗性クロマツ（又はアカマツ）とするようお願いいたします。

##### ※ 治山事業で使用する苗木の規格・品質

- ・ 林業種苗法に適合する苗木であること。
- ・ 林業種苗法に定められた生産事業者から調達した苗木であること。
- ・ 抵抗性クロマツ採種園産の種子から育てた苗木であること。
- ・ 健全に育成された2～3年生苗（コンテナ苗を含む。）で、苗長25cm以上、根元径4mm以上であること。

- (2) 記念樹として広葉樹を植栽する場合については、できる限り地元産の種子から生産された、福島県内の海岸部に自然分布する樹種とするようお願いいたします。

#### 4 植栽時期について

海岸防災林としての機能確保の観点から、当年度の適期（原則3月～5月）に植栽を実施するようお願いします。

#### 5 植栽密度について

原則として、治山事業での植栽密度に準じることとし、1 ha 当たり5,000本以上の植栽密度が確保されるよう実施願います。

#### 6 植栽後の保育作業について

(1) 植栽後5～10年程度で成林が見込める本数密度が確保されることが求められますので、必要な場合は、植栽翌年以降、改植、補植などの実施をお願いします。

(2) 強風対策として、治山工事により防風柵及び静砂垣を設置しますが、砂の移動防止、砂中の水分の蒸発防止及び地温の極端な上昇、低下防止のために敷きわら等による植栽木の保護に努めるようお願いします。

(3) 下刈りについては、植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を超えるまでの間、状況に応じて年間1～2回実施願います。

#### 7 その他

(1) 大規模な土地の形質の変更や、構造物の設置は行わないようお願いします。

(2) 植栽、補植、保育等作業の実施に当たっては、事前に磐城森林管理署と作業内容や日程、自動車の入込み台数等について調整願います。作業者が多い場合の緊急時の避難や駐車スペース等も考慮し、必要に応じて日程等を調整していただく場合もありますので、ご了承願います。

(3) 現地に機材・資材等を留置しないでください。

(4) 盛土の上に登る、盛土から降りる際は、ハシゴを利用する等、法面が崩れないようご配慮ください。

(5) 作業道上を走行、転回する際には、道路から大きく逸脱したり、他の施工区内に進入したりしないでください。

(6) 現地周辺に公衆トイレはありません。また、治山工事用の仮設トイレは使用することができませんのでご留意ください。必要に応じて、仮設トイレを用意するなどの対応をお願いします。なお、設置については、場所及び大きさや設置内容によっては法令に基づく国有林の使用許可及び保安林の土地の形質変更手続きが必要となります。なお、保安林の手続きについては、福島県に申請し

てから許可されるまで1ヶ月程度必要となりますので、設置する場合は早めに福島県相双農林事務所及び磐城森林管理署へ必ずご相談ください。

## 林業種苗法に基づく種苗の配布区域

林業種苗法第24条第1項に基づき農林水産大臣農林水産大臣の指定する種苗の配布区域（昭和46年2月1日農林水産省告示第179号）



- 現地（相馬市）は、クロマツについては「II区」、アカマツについては「I区」に該当しています。

※ クロマツ（II区）： I区で生産された苗木も使用可能  
アカマツ（I区）： I区で生産された苗木のみ使用可能

- アカマツについて、林業種苗法第24条第2項ただし書きに規定する「特別な事情がある場合」に該当し、「林業種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて（昭和46年7月24日46林野造第738号林野庁長官通達）」に基づき、農林水産大臣の承認を受けた場合は、II区で生産された苗木も使用可能です。（必ず大臣の承認書類の写しを提出してください。）



## (別紙 5)

松川浦海岸防災林の再生に係る標識及び標柱等の設置について

標識類は下表に示す範囲内で設置することができますが、標識類の設置計画(別紙記載例参照)を全体計画書に添付し提出してください。

標識及び標柱の規格	標識のサイズ B 1 版 (728mm × 1,030mm) 以下 標柱のサイズ 角柱 (120mm 角)、円柱 (直径150mm) 以下 高さ 地上から1.6m 以下 (現地に設置している防風柵の高さ程度)
標識の設置数	1 団体につき 1 基まで
標柱の設置数	1 団体につき 1 本まで
デザイン及び文面等	標識及び標柱には、社会貢献の森の名称及び協定者名を明示するようお願いします。 該当箇所は被災地であり国有林であることに鑑み、華美なもの、公序良俗に反するもの、美観風致を損なうもの、その他森林管理署長が不相当と認めるものは避けるようご配慮願います。 また、環境に配慮するため木質系のものをご利用願います。

- 注) 1. 協定の有効期間が満了し更新しなかった場合、又は協定を破棄した場合は、標識及び標柱等を撤去してください。
2. 標識及び標柱等の形状及び設置内容によっては法令に基づく国有林の使用許可及び保安林の土地の形質変更手続きが必要となります。
- なお、保安林の手続きについては、福島県に申請してから許可されるまで1ヶ月程度必要となりますので、設置する時は早めに福島県相双農林事務所及び磐城森林管理署へ必ずご相談ください。

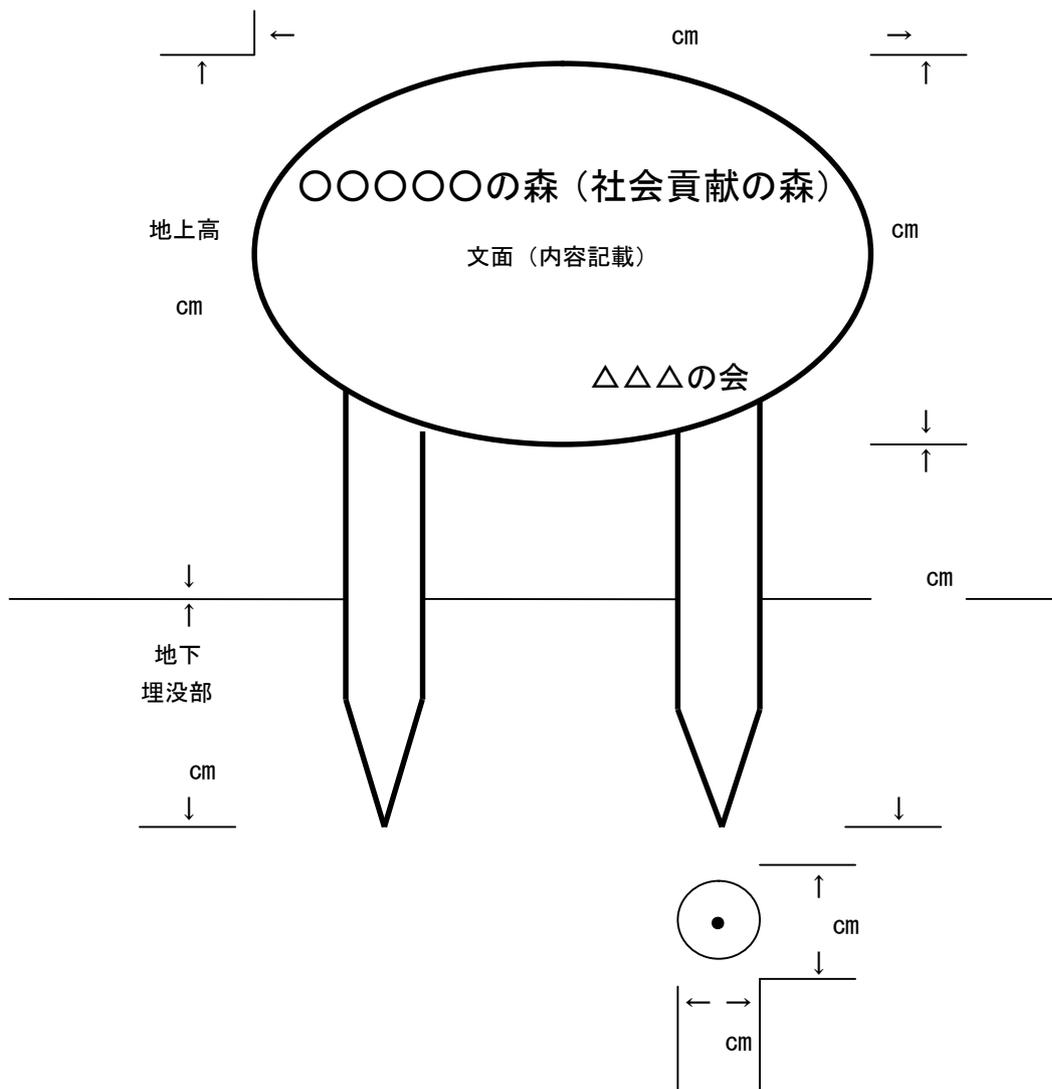
# 記 載 例

申請例

平成 年 月 日

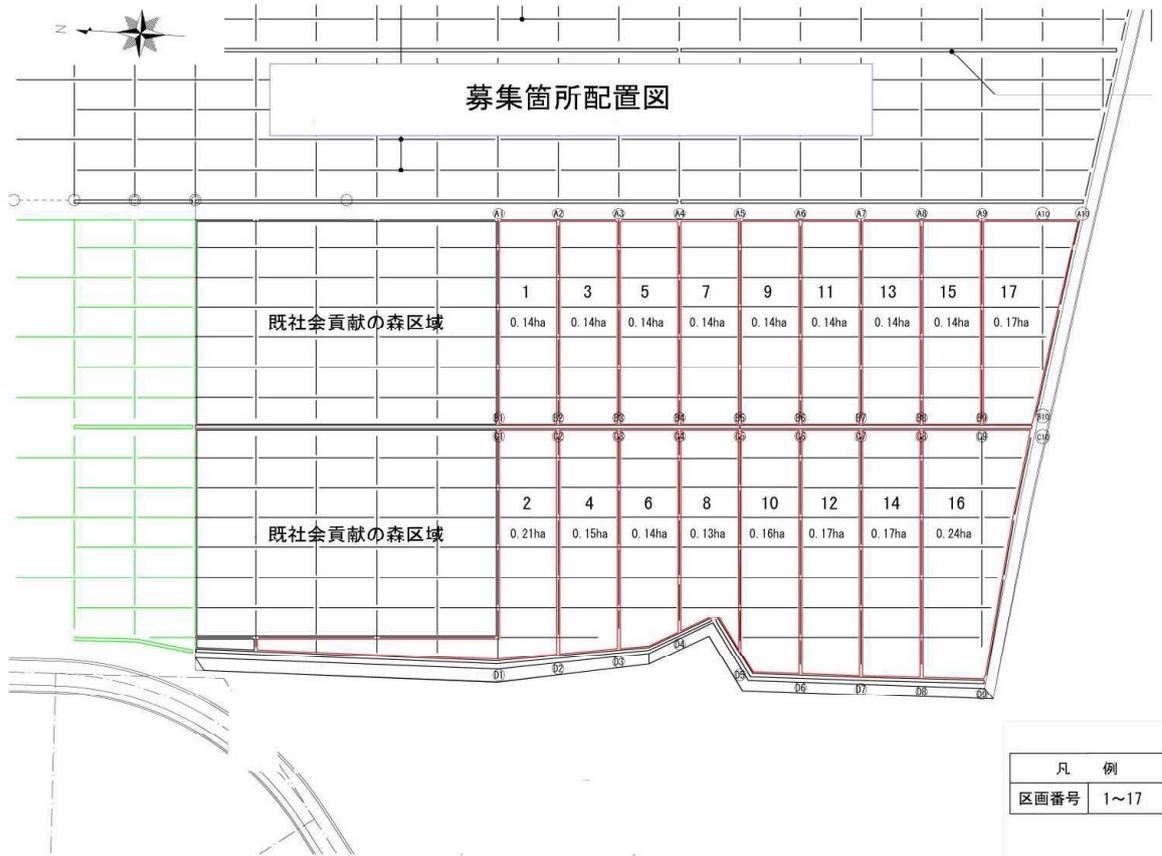
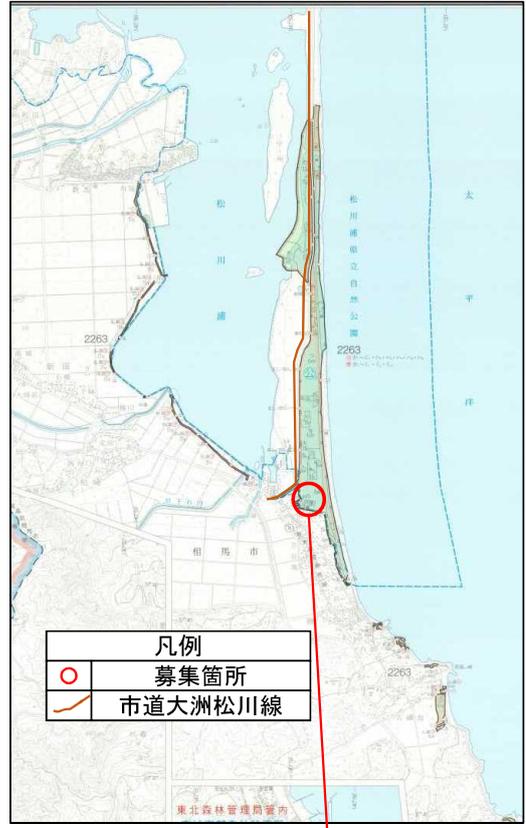
## △△△の会 標識のデザイン（案）

- ・ 寸 法：幅 cm、高さ m
- ・ 素 材：表示板及び支柱共にスギ材
- ・ 設置数：1基
- ・ 設置場所：別紙のとおり（区画図の設置希望箇所）
- ・ 設置日：平成 年 月 日（ ）設置予定



# 募集箇所位置図及び配置図

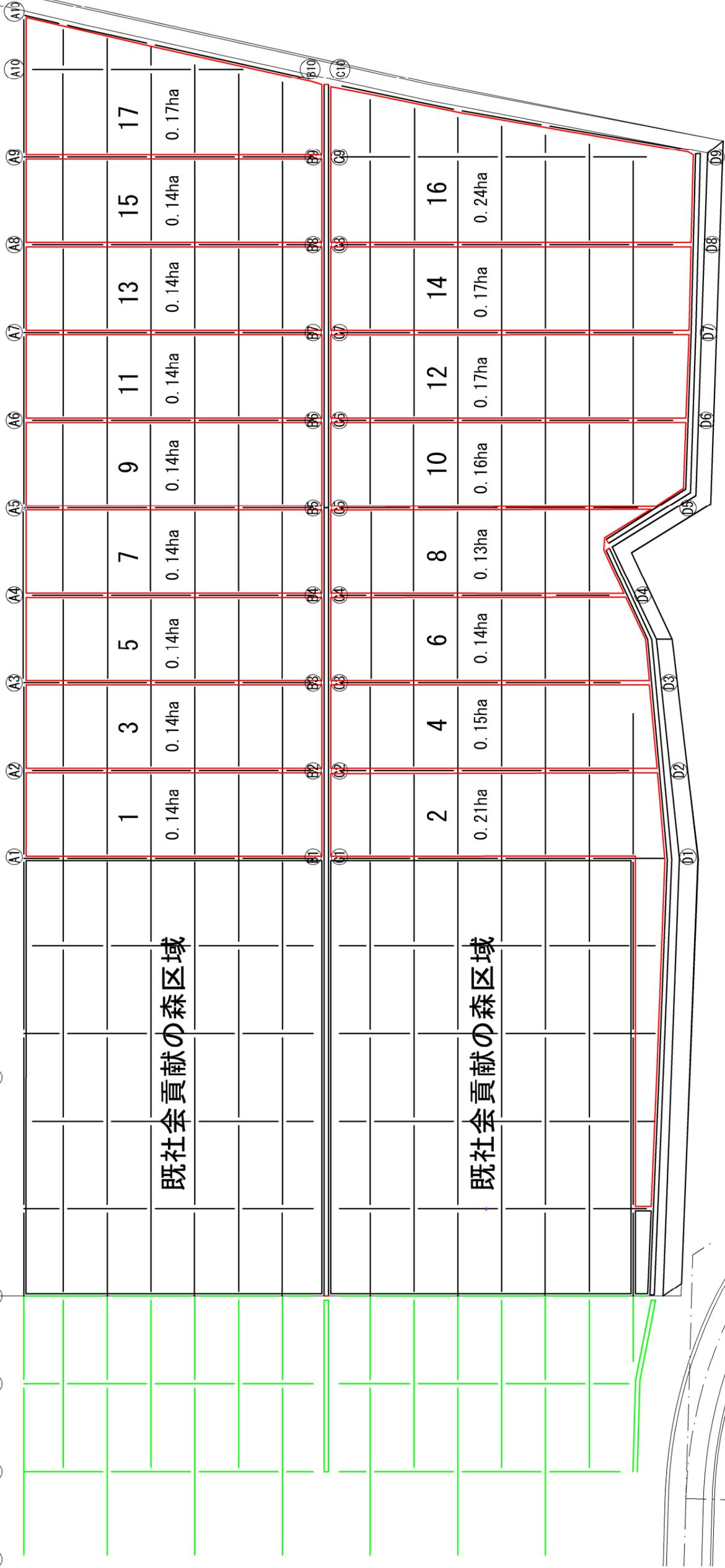
場所名：福島県相馬市大字磯部字大洲国有林2263う1林小班





# 募集箇所配置図

別添 2



既社会貢献の森区域

既社会貢献の森区域

凡 例

区画番号 1~17

別添3

# 現地案内集合場所位置図



現地案内集合場所  
(募集対象箇所に接する  
工事用道路上)

0 1250 [m]

1:25,000  
磯部